

令和3年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与要綱

令和3年3月23日
総合教育政策局長決定

1 趣 旨

文部科学省は、海外に出国する日本人学齢児童生徒の出国直後の教育に支障のないよう、公益財団法人海外子女教育振興財団（以下「財団」という。）の協力を得て、学習に必要な小・中学校用（拡大教科書を含む。）及び特別支援学校（小・中学部）用教科書を出国前に給与する。

2 給与事務協力機関

海外出国学齢児童生徒に対する教科書の給与事務を円滑に処理するため、文部科学省は、この制度の広報、申請書の受理及び教科書給与の事務等について、財団の協力を得るものとする。

公益財団法人海外子女教育振興財団

〒105-0002

東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル6階

TEL (03) 4330-1341

（関西分室）

〒530-0001

大阪市北区梅田3-4-5 毎日新聞ビル3階

TEL (06) 6344-4318

3 給与対象期間

給与対象とする期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

4 給与対象者

給与対象者は、令和3年度において、海外に1年以上在留することを予定し出国する日本国籍を有する学齢児童生徒（令和4年度において、小学校第1学年に入学することとなる児童で、海外の在留地到着予定日が令和3年11月以降である者を含む。）で、その保護者から出国後の学習に必要な教科書の給与を希望する旨の申請があった者とする。

特別な事由があると文部科学省が認めるときには、上記の定めによらないことができる。

5 給与教科書

給与教科書は、小・中学校用（拡大教科書を含む。）及び特別支援学校（小・中学部）用の文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書とし、次の(1)から(5)までの定めるところによる。

(1) 給与する教科書の種類（発行者名、教科書名等）は別表「令和3年度海外子女用教科書一覧」のとおりとする。

- (2) ただし、給与しようとする教科書が、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）」の規定に基づき、すでに国内において給与対象者に給与されている場合は、これを給与教科書から除くものとする。
- (3) 給与対象者の海外在留地到着予定日が令和4年3月1日以降の場合は、令和3年度使用教科書を給与教科書から除くものとする。
- (4) 永住する場合は、給与対象者から除くものとする。
- (5) 教科書の入荷時期は例年、小学校後期（下巻）の教科書が6月中旬頃、小学校前期（上巻）及び中学校の教科書が11月中旬から12月上旬頃であるので、教科書の給与を希望する保護者は事前に財団に確認するものとする。
- (6) 特別な事由があると文部科学省が認めるときには、上記の定めによらないことができる。

6 申請及び給与の方法等

- (1) 教科書の給与を希望する保護者（以下「申請者」という。）は、別紙様式1「海外出国学齢児童生徒用教科書（拡大教科書を含む）給与申請書」若しくは、別紙様式1-2「海外出国学齢児童生徒用教科書（特別支援学校用）給与申請書」（以下「申請書」という。）に所要事項を記入し、財団に提出する。
申請に際しては、原則として、出国前に在籍していた小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む。）の校長の交付する「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を申請書に添付するものとする。
- (2) 財団は、申請書受理後、申請書及び添付書類を文部科学省へ提出する。
- (3) 文部科学省は、教科書の給与を決定し、別紙様式2の「海外出国学齢児童生徒用教科書給与通知書」（以下「通知書」という。）を作成して、これに教科書を添付し、財団に交付する。
財団は、これを申請者に通知する。
- (4) 申請者は、財団から教科書を受領し、通知書の「受領書」欄に所要事項を記入して財団に提出する。
- (5) 財団は、当該受領書を文部科学省に提出する。

なお、申請書の提出、教科書の受領及び受領書の提出は、郵送等によっても差し支えない。

ただし、拡大教科書の給与を希望する場合は、事前に財団へ連絡すること。

7 実施期間

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

< 別表 >

令和3年度海外子女用教科書一覧

(小学部用)

種 目	教 科 書 名	発 行 者
国 語	国 語	光村図書出版株式会社
書 写	書 写	光村図書出版株式会社
社 会	新しい社会	東京書籍株式会社
地 図	楽しく学ぶ 小学生の地図帳	株式会社帝国書院
算 数	新しい算数	東京書籍株式会社
理 科	たのしい理科	大日本図書株式会社
生 活	新しい生活	東京書籍株式会社
音 楽	小学生の音楽	株式会社教育芸術社
図画工作	図画工作	日本文教出版株式会社
家 庭	小学校 わたしたちの家庭科	開隆堂出版株式会社
保 健	新しい保健	東京書籍株式会社
英 語	NEW HORIZON Elementary English Course	東京書籍株式会社
道 徳	道 徳	光村図書出版株式会社

(中学部用)

種 目	教 科 書 名	発 行 者
国 語	国 語	光村図書出版株式会社
書 写	中学書写	光村図書出版株式会社
社会 (地理)	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土	株式会社帝国書院
社会 (歴史)	新しい社会 歴史	東京書籍株式会社
社会 (公民)	新しい社会 公民	東京書籍株式会社
地 図	中学校社会科地図	株式会社帝国書院
数 学	未来へひろがる数学	株式会社新興出版社啓林館
理 科	未来へひろがるサイエンス	株式会社新興出版社啓林館
音楽 (一般)	中学生の音楽	株式会社教育芸術社
(器楽合奏)	中学生の器楽	株式会社教育芸術社
美 術	美 術	日本文教出版株式会社
保健体育	新しい中学保健体育	東京書籍株式会社
技術・家庭	新しい技術・家庭 [技術分野, 家庭分野]	東京書籍株式会社
英 語	NEW HORIZON English Course	東京書籍株式会社
道 徳	新訂 新しい道徳	東京書籍株式会社

(特別支援学校視覚障害者用 (小学部))

種 目	教 科 書 名	発 行 者
国語 社会 算数 理科 英語 道徳	国語 社会 算数 理科 英語 道徳	日本ライトハウス 視覚障害者支援総合センター 東京ヘレン・ケラー協会 東京点字出版所 東京点字出版所 日本ライトハウス

(特別支援学校視覚障害者用 (中学部))

種 目	教 科 書 名	発 行 者
国語 社会 " " " " 数学 理科 英語 道徳	国語 社会 (地理) 社会 (歴史) 社会 (公民) 数学 理科 英語 道徳	視覚障害者支援総合センター 視覚障害者支援総合センター 東京ヘレン・ケラー協会 日本点字図書館 日本ライトハウス 東京点字出版所 東京点字出版所 東京ヘレン・ケラー協会

(特別支援学校聴覚障害者用 (小学部))

種 目	教 科 書 名	発 行 者
言語指導	こくご ことばのべんきょう [1～3 学年] 国語 ことばの練習 [4～6 学年]	教育出版株式会社

(特別支援学校聴覚障害者用 (中学部))

種 目	教 科 書 名	発 行 者
言語	国語 言語編	教育出版株式会社

(特別支援学校知的障害者用 (小学部))

種 目	教 科 書 名	発 行 者
国 語 算 数 音 楽	こくご さんすう おんがく	東京書籍株式会社 教育出版株式会社 東京書籍株式会社

(特別支援学校知的障害者用 (中学部))

種 目	教 科 書 名	発 行 者
国 語 数 学 音 楽	国 語 数 学 音 楽	東京書籍株式会社 教育出版株式会社 東京書籍株式会社

(記入上の注意)

- 1 「令和 年 月 日」欄には、申請年月日を記入してください。
- 2 「勤務先名称」は、自営業の場合はその旨記入ください。
- 3 「連絡先」は、勤務先、代理人等、常に電話連絡が可能な所を記入してください。
- 4 「出国前の在籍校及び学年の区別」欄は、該当の学校、学年を○印で囲ってください。
なお、翌年の4月に小学校第1学年になる児童の場合は、「未就学」を○印で囲ってください。
- 5 「在外教育施設の区分」欄は、在留予定地において利用しようとする教育施設の該当箇所を○印で囲ってください。なお、「オ)その他」の()内には、就学することとなる学校の種類(外国人学校等)又は就学しない場合には、「不就学」と記入してください。
- 6 「拡大教科書」とは、弱視児童生徒のために検定済み教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行しているものです。給与対象は、日本の教科書の給与対象者であって、以下のいずれかに該当する者を想定しています。なお、両眼の視覚障害による者以外は対象となりません。
 - (1) 日本国内において拡大教科書を使用していた者及び現在日本の拡大教科書の給与を受けている者
 - (2) (1)以外の者で、以下のいずれかに該当する者(ただし、眼鏡等で視力を矯正しうる者を除く。)
 - ① 両眼の視力がおおむね0.3未満の者又は視力以外の視機能障害が高度な者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者(視覚障害者)
 - ② 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者(弱視者)
 - ③ ②に準ずる程度の視覚に障害のある児童生徒のうち、他の児童生徒に比べて通常の教科書の文字、図形等の視覚による認識に相当程度の時間を要する等学習に困難を来す者であって、拡大教科書を使用することが教育上適当であると認められる者

(記入上の注意)

- 1 「令和 年 月 日」欄には、申請年月日を記入してください。
- 2 「勤務先名称」は、自営業の場合はその旨記入ください。
- 3 「連絡先」は、勤務先、代理人等、常に電話連絡が可能な所を記入してください。
- 4 「出国前の在籍校及び学年の区別」欄は、該当の学校、学年を○印で囲ってください。
なお、翌年の4月に小学校第1学年になる児童の場合は、「未就学」を○印で囲ってください。
- 5 「在外教育施設の区分」欄は、在留予定地において利用しようとする教育施設の該当箇所を○印で囲ってください。なお、「オ)その他」の()内には、就学することとなる学校の種類(外国人学校等)又は就学しない場合には、「不就学」と記入してください。

海外出国学齢児童生徒用教科書給与通知書（受領書）

申請書受理番号

令和 年 月 日

申請者

殿

文部科学大臣

先に給与申請のありました教科書について、下記のとおり給与しますので、お受け取りください。

記

給与教科書

別添「給与教科書明細書」のとおり

給与方法

ア) 直接給与 イ) 郵 送 ウ) そ の 他

受 領 書

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

受領者の住所 (赴任者)	〒 (出国までの連絡先 TEL - -)
受領者の氏名	
勤務先名称	
連絡先	TEL - -

上記のとおり、教科書を受領いたしました。